

奈良工業高等専門学校公開講座規程

平成 3年 2月 1日制定

平成26年11月13日改正

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校学則第61条に基づき、公開講座に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）における公開講座は、本校の広報活動の一環として、本校における学術研究の成果を広く地域住民並びに社会一般に開放し、生活上、職業上必要な知識の普及と一般教養の向上を図ることを目的とする。

(開設時期及び場所)

第3条 公開講座は、授業に支障のない時期に開設する。

2 公開講座は、本校の諸施設を使用して行う。ただし、必要がある場合は、本校外で実施することができる。

(講師)

第4条 公開講座の講師は、本校の教職員とし、校長が委嘱する。ただし、必要がある場合は、本校外の学識経験者を講師として委嘱することができる。

(修了証書)

第5条 公開講座において、所定の時間の3分の2以上出席した者には、修了証書を授与することができる。

(講習料)

第6条 公開講座の受講料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）第14条で定められた額とする。

2 講習料は、公開講座の受講者を決定した際に速やかに徴収するものとする。

3 既納の講習料は、返還しない。

(事務)

第7条 公開講座に関する事務は、総務課で行う。

附 則

1 この規程は、平成3年2月1日から施行する。

2 公開講座について（昭和57年11月22日教官会議承認）は廃止する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。